

## 鳥取県告示第243号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年5月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成20年3月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岩美かたつむり工房

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

瀨崎 智熙

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町大字新井269

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者（精神・知的・身体）に対して、地域での交流・創造的活動・生涯活動等、社会復帰の促進に関する事業を行い、地域の発展と社会福祉の増進を図り、広く公益に貢献し、障害者の自立の実現に寄与することを目的とする。